

事務連絡（保 85）F  
平成 19 年 7 月 24 日

都道府県医師会  
社会保険担当事務局 御中

日本医師会保険医療課

### 文書の差し替えのお願い

日頃より、大変お世話になっております。

さて、平成 19 年 7 月 19 日付事務連絡（保 79）でお送りいたしました「新潟県中越沖地震被災地における公費負担医療の取扱いについて」の都道府県医師会社会保険担当理事あての文書 2 枚目に、添付資料として厚生労働省から発出された文書名を記載しておりますが、その日付に誤りがありましたのでお詫び申し上げますとともに、お送りいたします文書との差し替えをお願いいたします。

また、都道府県医師会宛て文書管理システムの文書につきましては、訂正のうえ更新いたしましたことを申し添えます。

### 記

訂正箇所は、以下のとおりです。

#### <添付資料>

- ・日本医師会に対する周知依頼文書

平 ~~17~~19. 7. 19 厚生労働省健康局 総務課・疾病対策課・結核感染症課  
雇用均等・児童家庭局 母子保健課  
社会・援護局 保護課・援護企画課  
社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課

- ・新潟県中越沖地震被災地における公費負担医療の取扱いについて

(新潟県および長野県あて通知)

平 ~~17~~19. 7. 19 事務連絡 厚生労働省健康局 総務課・疾病対策課・結核感染症課  
雇用均等・児童家庭局 母子保健課  
社会・援護局 保護課・援護企画課  
社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課

- ・新潟県中越沖地震被災地における公費負担医療の取扱いについて (各都道府県あて通知)

平 ~~17~~19. 7. 19 事務連絡 厚生労働省健康局 総務課・疾病対策課・結核感染症課  
雇用均等・児童家庭局 母子保健課  
社会・援護局 保護課・援護企画課  
社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課

事務連絡（保 79）

平成19年7月19日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木 満

### 新潟県中越沖地震被災地における公費負担医療の取扱いについて

新潟県中越沖地震による災害発生に伴い、被災した公費負担医療対象者が関連書類等を消失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるための必要な手続きを行えない等の事態が生じることが想定されます。

その対応として、今般、以下に示す8制度の公費負担医療において、被災者保護および医療の確保を期す観点から、各制度について、被爆者健康手帳や患者票等がなくても、①各制度の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより、診療を受けられる取扱いとするとともに、緊急の場合には、指定医療機関以外の医療機関においても受診できる取扱いとなりましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
- (2) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律
- (3) 特定疾患治療研究事業
- (4) 母子保健法
- (5) 生活保護法
- (6) 戦傷病者特別援護法
- (7) 児童福祉法
- (8) 障害者自立支援法

また、上記取扱いは、被災された対象者が、新潟県および長野県以外の都道府県の医療機関を受診される場合においても、同様の取扱いとなります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・日本医師会に対する周知依頼文書

平 19. 7. 19 厚生労働省健康局 総務課・疾病対策課・結核感染症課  
雇用均等・児童家庭局 母子保健課  
社会・援護局 保護課・援護企画課  
社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課

- ・新潟県中越沖地震被災地における公費負担医療の取扱いについて

(新潟県および長野県あて通知)

平 19. 7. 19 事務連絡 厚生労働省健康局 総務課・疾病対策課・結核感染症課  
雇用均等・児童家庭局 母子保健課  
社会・援護局 保護課・援護企画課  
社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課

- ・新潟県中越沖地震被災地における公費負担医療の取扱いについて (各都道府県あて通知)

平 19. 7. 19 事務連絡 厚生労働省健康局 総務課・疾病対策課・結核感染症課  
雇用均等・児童家庭局 母子保健課  
社会・援護局 保護課・援護企画課  
社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課